

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令  
 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条本則を本則第一項とし、本則に次の二項を加える。

2 前項の場合において、当該確定給付企業年金に加入者が存在しないときは、同項第六号及び第七号に掲げる書類を添付することを要しない。

3 前項の場合において、生命保険の契約にあつては、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第十号第三号に規定する契約者価額が、生命共済の契約にあつては、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第十号第一項第三号八に規定する契約者価額（以下「契約者価額」という。）が、給付に要する費用の予想額の現価に相当する額（当該額の計算については、当該契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用いるものとする。）を下回らないもの（以下「受託保証型確定給付企業年金」という。）については、第一項第四号に掲げる書類（給付の設計の基礎を示した書類を除く。）を添付することを要しない。

第十一号第二号中「第四条」の下に「第一項」を加える。

第五十二号に次のただし書を加える。

ただし、当該確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合においては、第二号及び第三号の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用いることができる。

第六十五号に次のただし書を加える。

ただし、当該確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合においては、当該事業年度の末日における数理債務の額とすることができ。

第八十二号中「であること」の下に「、又は当該確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金であること」を加える。

第一百十七号第二項に次のただし書を加える。

ただし、受託保証型確定給付企業年金については、第一号（給付の種類ごとの受給権者に関する事項を除く。）、第二号（給付の支給状況に関する事項を除く。）、第三号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。

第一百十七号第三項に次のただし書を加える。

ただし、受託保証型確定給付企業年金については、第一号及び第二号に掲げる事項を記載することを要しない。

附則第四条に次のただし書を加える。

ただし、当該権利義務の承継に係る確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合においては、当該確定給付企業年金が終了するまでの間とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第三十二号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十五条第四項第二号、第六十条第三項、第五十条第一項及び第一百五号並びに確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第一号第一項及び第四十五号第一項の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣 細川 律夫